

議案第97号

久喜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条第1項に規定する職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(職員の員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ右欄に定めるところによることができる。

- (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の担当する区域に地域包括支援センターを設置する場合
- (2) 前項に規定する職員及びその員数によっては、地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると、介護保険運営協議会（久喜市介護保険条例（平成22年久喜市条例第144号）第12条に規定する介護保険運営協議会をいう。以下「運営協議会」という。）において認められた場合
- (3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援

センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

- 3 一の地域包括支援センターが担当する区域の第 1 号被保険者の数がおおむね 6,000 人以上の場合で、一の地域包括支援センターを新たに設置しないときの人員配置基準は、第 1 項に定める職員の員数に規則で定める員数を加えるものとする。

（適切、公正かつ中立な運営）

第 4 条 地域包括支援センターは、運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営の確保に努めなければならない。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 11 月 27 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めたいので、この案を提出するものであります。